

横浜市地球温暖化対策計画書制度 「よくある質問と回答」

分類	Q	A			
1.制度全般	1.該当要件	1 テナントビルのオーナーは、どの範囲のエネルギー使用量を算入することになるか。 テナントビルのオーナーは、どの範囲のエネルギー使用量を算入することになるか。 テナントビルのテナントは、どの範囲のエネルギー使用量を算入することになるか。 マンション、老人福祉施設等ほどの範囲のエネルギー使用量を算入することになるか。 フォークリフトや自動車の走行に伴うエネルギー使用量は、1号該当事業者のエネルギー使用量に含まれるか。 省エネ法で認められている地縁的一体性は、横浜市の計画書制度でも認められると考えてもよいか。	テナントビルのオーナーは、どの範囲のエネルギー使用量を算入することになるか。 テナントビルのオーナーは、どの範囲のエネルギー使用量を算入することになるか。 テナントが事業活動で使用している全てのエネルギー使用量を算入してください。エネルギー管理権限*)を有している専有部の設備のエネルギー使用量を除いてください。算定が困難な場合は、窓口へご相談ください。 *) エネルギー管理権限：設備の設置・更新権限を有し、エネルギー使用量を実測値として把握できること テナントが事業活動で使用している全てのエネルギー使用量を算入してください。エネルギー管理権限がオーナーにある設備のエネルギー使用量はオーナーから情報を入手して下さい。算定が困難な場合は、窓口へご相談ください。 事業者が事業活動として使用している範囲（共有部等）のエネルギー使用量を算入し、入居者が使用している専有部のエネルギー使用量は除いてください。 対象事業所内のみで使用されている車両のエネルギー使用量は算定対象となります。また、主として事業所外で使用されている車両は、1号、2号の算定対象外です。 本制度は、事業者単位で排出量を算定し報告いただくため、横浜市の計画書制度では認められません。		
		2.変更・届出等	1 計画期間の途中で原油換算エネルギー使用量が1,500kl（又は車両台数が100台）未満となった。報告書の提出は必要か。 会社の名称を変更した場合にはどのような届出が必要か。 会社が、合併・分社化・売却・買収・証券化等により、その所有者が変更となった場合には、どうすればよいか 基準排出量や過年度に報告した排出量等に誤りがあった場合はどうすればよいか	本制度では、計画期間中に対象事業者の要件を満たさなくなった場合でも、計画期間終了まで計画を推進することとしています。そのため、計画期間終了まで報告書を提出してください。 計画期間の最終年度の実績報告時には、非該当届も合わせてご提出ください。 計画期間中に、事業の廃止、会社の消滅等により計画の推進が困難である場合は、窓口にご相談ください。 変更届等の提出は不要です。 次回報告書を提出する際に、報告書及び提出書の提出者名及び「事業者の氏名又は名称」に変更後の名称を記載してください。 窓口にご相談ください。 窓口にご相談ください。	
			3.委任状	1 委任状はどのような場合に必要か。 委任状に様式の定めはあるか。	計画書（報告書）を代表者以外の方の名前で提出する場合に必要です。 ただし、前年度までに委任状を提出しており、代表者及び受任者に変更がない場合は不要です。 委任状に様式の定めはありません。以下の事項を記載してください。 ・委任者氏名（代表者） ・受任者氏名 ・横浜市生活環境の保全に関する条例 1 4 4 条に基づく手続きに関する権限の委任であること。 【HP参考】 https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kankyo-koengesui/ondanka/keikakusho/r3_application_guide.html
				4.記入書式	1 過年度の様式で提出してもよいか。 2 記載すべき内容が計画書（報告書）様式の枠内に収まらない場合は別紙に記載してもよいか。 別紙に記載した場合、別紙も公表対象となるか。
			5.提出方法	1 提出する書類は何かがあるか。 提出する方法は何かがあるか。	以下の電子データ（EXCEL形式）をご提出ください。 ①計画書（報告書）提出書 ②計画書（報告書） ③算定根拠資料（根拠算定ツールで代用可） ただし、計画書6項/報告書5項「クレジットに関する取組状況」にて取組がある場合、根拠資料が必要です。 また、計画書（報告書）を代表者以外の方の名前で提出する場合には委任状が必要です。 次のいずれかの方法でご提出ください ①電子申請システム ②電子メール ③持参/郵送（メディアはCD-RかDVD-Rに限る）
	3 計画書（報告書）は紙文書で提出できるか。	紙文書は受領しますが、受付完了とはなりません。 EXCEL形式の電子データをご提出ください。			
	4 副本が欲しい場合、どうすればよいか。	提出書を含む紙媒体を、窓口へ持参するか、返信用封筒及び切手と同封して郵送してください。			

分類		Q	A	
6.公表	5	計画書（報告書）はいつでも提出できるか。	計画書（報告書）は7月末日までにご提出ください。	
	1	事業者にも計画書及び報告書の公表義務はあるか。	公表は、事業者、横浜市それぞれに条例で義務付けられています。事業者は、計画書及び報告書の総括票及び個別票を公表してください。公表の方法は、ホームページへの掲載、窓口での閲覧、CSR報告書等の冊子への掲載、その他の方法から選択することができます。	
	2	計画書（報告書）の記載事項に公表できない情報が含まれる場合は空欄でよいのか。	公表することにより事業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある事項として、事業者より公表しないことについて申し出があり、横浜市がその申し出を妥当と認めた場合、当該事項を非公表とすることができます。窓口へご相談ください。	
	3	計画書（報告書）を提出しなかった場合に罰則はあるか。	市長から改善勧告されたり、氏名を公表されることがあります。	
2.根拠算定ツール	1.共通	1	根拠算定ツールの「自動転記」を実行するとき、注意点はありますか。	転記先の計画書（報告書）と根拠算定ツールを同じフォルダへ入れ、計画書（報告書）ファイルを閉じた状態で「自動転記」を実行してください。
	2.1号2号用	1	年度の途中で事業を開始、もしくは廃止した事業所のエネルギー使用量はどのように算入するのか。	事業開始から年度末まで、もしくは、年度始めから事業廃止とするまでに使用したエネルギー使用量を算入してください。
3.計画書／報告書	1.提出書	1	提出日には、いつの日付を書きますか。	・電子申請システム：申請日 ・電子メール：送信日 ・窓口提出：持参日
		2	計画管理責任者、計画推進責任者、推進責任者、技術管理者の選任は必要か。	選任は必要です。提出書に、計画管理責任者及び計画推進責任者の氏名、職名を記載してください。
		3	推進責任者は各事業所に一人ずつ設置しなければならないのか。	推進責任者は、支店等において効率的に推進できる単位ごとに設置してください。原油換算エネルギー使用量が500kI以上の個別票対象事業所には必ず事業所毎に設置してください。
		4	担当者は本社に設置すべきか。	担当者は市との連絡窓口となる方です。設置する事業所は規定しておりません。
	2.事業者概要	1	主たる事業所の所在地は市外でもよいのか。	本社等の所在地を記載してください。本社等が市外にある場合は、その所在地を記載してください。
		2	3号のみに該当する事業者は、「市内全事業所数」を記入すべきか。	「市内全事業所数」は、1、2号該当事業者のみ記入してください
		3	1号又は2号該当事業者は、「自動車の台数」を記入すべきか。	「自動車の台数」は、3号該当事業者のみ記入してください。
		4	「自動車の台数」に記入するのは、前年度に使用したすべての車両か。	当該欄には、前年度末（3月末日）時点の保有台数を記入してください。
	3.公表の方法	1	記載するアドレスは、会社HPのトップページで構いませんか。	計画書等へのリンクが貼られたページのアドレスを記載してください。
	4.排出抑制目標等	1	基礎排出量とは何か。	電気の使用に伴う排出量を、国が公表する"基礎"排出係数に基づき算定した排出量です。
		2	調整後排出量とは何か。	電気の使用に伴う排出量を、国が公表する"調整後"排出係数に、基づき算定した排出量から報告の前年度に調達したクレジットの削減量を控除した排出量です。
		3	メニュー別排出係数とは何か。	調整後排出係数が"0（ゼロ）"の電気等、小売電気事業者が特定のメニューを設けた際に、料金メニューごとに設定される係数です。国が公表する調整後排出係数には、メニューA、メニューB等という形で公表されています。
			メニュー別排出係数を設定している小売電気事業者から電気を購入した。特別なメニューの電気を購入していないが、どの排出係数を使用すればいいのか。	供給を受けている電気に関するメニュー別排出係数が公表されていない場合は"（残差）"と付いている排出係数を使用してください。
		5	目標排出量の削減率が正となっている場合に、目標原単位による削減目標を設定してよいのか。	目標原単位による削減目標を任意で設定することができます。排出量、原単位とも削減率が正となる目標を設定した場合には、最終年度の報告時に原単位についても評価いたします。
		6	計画書で原単位を設定していなかったが、報告書で新たに設定することはできるか。	設定はできません。原単位は計画書でのみ設定が可能です。
		7	排出量の算定に含める自動車は、報告年度末に保有していた車両ですか。	排出量は、年度途中で廃車になった車両も含めた排出量を記入してください。
		8	レンタカー事業者が年間給油量の算出に用いる「燃費」は自社で設定してもよいのか。	自社で設定することが可能です。その場合、燃費の設定根拠を示した資料をご提出ください。
	5.クレジット	1	いつ時点のクレジットの購入分を記載できるのか。	実施年度の購入分のみ記載できます。
		2	以前はコジェネレーションシステムの使用に伴うクレジットを記入できたが、現行の様式へは記入できないのか。	当該欄には記入できません。ただし、新設・更新の計画がある場合は、計画書の「7 設備の新設、更新等の計画」に記入してください。新設・更新の結果の報告は、報告書の「9 自主的な温室効果ガス削減対策の実施状況」に記入してください。
3		クレジットの根拠資料は何を提出すればよいのか。	「CO2削減証明書」、「～認定証明書」、「～電力証書」といった、削減量や使用量、発電量の分かる資料を提出してください。	

分類	Q	A
6.設備の計画(計画書)	1	照明設備は、全ての照明が対象となるのか。 全てが対象となります。点灯時間による制限は設けません。
	2	計画期間内に設備の新設、更新等を計画しているが、実施予定年度が決まっていない場合はどうすればよいのか。 実施予定年度が未定の場合は、計画の内容のみご記載ください。
	3	3号該当事業者は、当項目は空欄でもよいのか。 全事業者が対象です。3号該当事業者も記入してください。更新計画がない場合、「無」を選択してください。
7.再エネ設備状況(報告書)	1	記載できる設備は、前年度に導入した設備のみか。 稼働している設備については全て記載いただけます。
8.次世代自動車	1	次世代自動車の導入を考えているが、まだ正式決定はしていない場合はどうすればよいのか。 報告時点での保有台数は記載してください(0台も記載)。計画期間内での導入予定が決まっていない場合は、計画期間中の導入の有無について、「無」を選択してください。
	2	1号及び2号該当事業者も記入が必要か。 全事業者が対象です。1号及び2号該当事業者も記入してください。
9.重点対策	1	管理基準等とは何か。 設備の運転管理、計測・記録、保守・点検等を行うための運用マニュアルです。省エネ法で作成している管理標準を準用いただいても構いません。
	2	「4 受変電設備の力率の管理」では、常に力率95%を保つべきか。 常に95%である必要はありません。ただし、定期的な記録において概ね95%以上であることを基準として下さい。また、極端に力率が低い場合は、改善の必要があります。
	3	「6 空調設備の管理」と「7 空調用冷凍機の管理」の違いは何か。 「6 空調設備の管理」は、空調エリアの区画を限定し適切な運用を行うことです。「7 空調用冷凍機の管理」は、外気条件等の負荷に応じた冷凍機の運転を行うことです。
	4	「8 換気設備の管理」の換気設備とは何か。 送風機(ファン)等、室内の空気と外気を循環させる設備が該当します。
	5	備考欄には何を記載すればいいのか。 設備の名称や台数等を記載できます。記載は必須ではありません。
10.自主的な対策	1	記載できる対策は、前年度に実施した対策のみか。 計画期間内に効果が得られた自主的対策について記載することができます。
	2	自主的な温室効果ガス排出削減対策の実施状況には、実施した全ての対策を記載しなければならないのか。 記載は任意です。実施した全ての対策の記載を求めるものではありません。
	3	削減量の計算はどのように行えばよいのか。 算定基準は設けていません。基本的には、対策実施前の排出量と対策実施後の排出量の差分から削減量を求めていただけます。欄外の実施前、実施後に燃料・熱・電気の使用量を記載することで算定が可能です。
	4	根拠資料等の提出は必要か。 報告書提出時の根拠資料の提出は不要です。なお、現地確認の際に対策の実施状況の確認のために資料を提示いただくことがあります。
	5	記載内容は公表されるのか。 公表します。ただし、実施前後の燃料等の使用量の情報は公表の対象外です。
11.特記事項(報告書)	1	何を記載すべきか。 環境に関する取組方針を記載できます。また、やむを得ない理由により、過年度の排出量を修正する場合等に、修正理由を記載する欄として利用します。
12.個別票	1	基準年度には原油換算エネルギー使用量が500kl未満であった事業所が、計画期間中に500kl以上となった場合に個別票の作成は必要か。 個別票は必要です。実施年度の原油換算エネルギー使用量が500kl以上の事業所の場合は、個別票を作成してください。
	2	計画書では個別票を提出していた事業所のエネルギー使用量が500kl未満となった。報告書でも個別票の作成は必要か。 個別票は不要です。
	3	「以下は市内全事業所が1事業所の場合、省略可能です。」とあるが、市内に1事業所しかない場合は、個別票の作成は必要か。 必要です。「1 事業所等の概要」を記載して提出してください。
	4	個別票対象事業所の目標排出量の設定は必要か。 原油換算エネルギー使用量が1,500kl以上の事業所は、事業所個別の目標設定が必要です。